指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名:アイサワ工業株式会社(法人番号:4260001000102)

業者の住所:岡山県岡山市北区表町1-5-1

2 指名停止措置期間:令和4年5月11日から令和4年7月10日まで(2か月)

3 指名停止措置の範囲:沖縄防衛局管轄区域(沖縄県)

4 事実概要

上記有資格者の使用人は近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事において、近畿中部防衛局職員(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月10日、公契約関係競売等妨害罪違反で愛知県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第9 号イ(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止を行うものである。

指名停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
1~8省略	
9 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請 負契約等に関し、一般役員等又は使用人が競 売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第12号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 対象区域内の発注機関の契約担当官等 イ 対象区域外の発注機関の契約担当官等	3月以上12月以内 2月以上12月以内
10~16省略	